

中小企業者のみなさまへ

中小企業金融円滑化法期限到来後の当金庫の対応について

平成 25 年 3 月 31 日をもって、中小企業金融円滑化法の期限が到来いたしますが、当金庫では、同法の期限到来後も以下のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も引き続き、他業態も含め、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれのお客様の経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、実行支援してまいります。
3. 当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまで同様、お客様の抱えている課題や問題点を十分に把握した上で、その解決に向け、きめ細かな対応で真摯に取り組んでまいります。

当金庫は、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、中小企業金融円滑化法の期限到来後もこれまでと同様に、中小企業者等の金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

なお、ご相談窓口（※）は、これまで通り設置しておりますので、遠慮なくお問い合わせください。

盛岡信用金庫
理事長 浅沼 晃

※ご相談窓口、連絡先は[こちら](#)です。

「中小企業等に対する金融円滑化に向けた対応について」

盛岡信用金庫では、中小企業・個人事業主のお客様の資金繰り相談や住宅ローンご利用のお客様のご返済相談に対応するため、休日相談窓口を「ローンプラザ」に開設しております。

1. 休日相談窓口

開設場所：ローンプラザもりしん

盛岡市下ノ橋町 2-14

フリーダイヤル 0120-160-656

開設日：毎週土曜日(9:00～17:00)

2. 平日相談窓口

本・支店 毎週月曜日～金曜日 9:00～15:00

ローンプラザもりしん 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00